

## 春日井市女性活動推進事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、女性の社会活動への参加の促進を図るため、市内各地区に支部を有し、行政の円滑な運営に寄与する春日井市婦人会協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協議会が行う次の事業とする。

- (1) 女性の意識高揚に関する事業
- (2) 生活環境の合理化に関する事業
- (3) 地域社会の福祉増進又は社会貢献に資する事業
- (4) 他の女性団体との交流に関する事業
- (5) その他団体活動の推進に関する事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち次の経費とする。

- (1) 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料及び広告料）、委託料並びに使用料及び賃借料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 第2条第1号から第4号までに規定する事業 450,000円

(2) 第2条第5号に規定する事業 50,000円

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(申請に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 規約

(2) 申請する年度における名簿

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、協議会の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、すべての補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(検査等)

第10条 市長は、協議会に対し、補助金の交付の目的を達成するた

めに必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
(春日井市婦人会活動推進事業等補助金交付要綱及び春日井市女性連盟活動推進事業等補助金交付要綱の廃止)
- 2 春日井市婦人会活動推進事業等補助金交付要綱(平成 13 年 4 月 1 日施行) 及び春日井市女性連盟活動推進事業等補助金交付要綱(平成 13 年 4 月 1 日施行) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 廃止前の春日井市婦人会活動推進事業等補助金交付要綱及び春日井市女性連盟活動推進事業等補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金の実績報告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市女性活動推進事業等補助金交付要綱の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市女性活動推進事業等補助金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申

請に係るものについては、なお従前の例による。